

「無線設備規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方（案）

（意見募集期間：平成29年7月27日（木）から平成29年8月30日（水））

【意見提出 5件】

No	意見提出者（順不同）	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	スカパーJSAT株式会社	無線設備規則の一部を改正する省令案および測定方法の告示案共に、衛星放送と無線システム双方の関係者による共同検討結果を踏まえた「2224.41MHz以上3223.25MHz未満の中間周波数を使用する受信設備に関する技術的条件」についての情報通信審議会答申が適切に反映された内容であり、これに賛同します。 なお今後につきましては、規則に適合した新たな受信設備の早期普及および既に設置されている設備の置き換え促進のため、国による周知啓蒙および支援への積極的・継続的な取り組みを要望いたします。	・本改正案に賛成のご意見として承ります。	無
2	UQコミュニケーションズ株式会社	平成29年7月12日に情報通信審議会から一部答申を受けた内容に沿ったものとなるため、賛成いたします 平成29年7月12日に情報通信審議会から一部答申を受けた内容の内、4.3今後の課題等に記載されている ○検討結果について ○施工方法及び確認方法のガイドライン ○新たなチャンネルの追加 等について、引き続き総務省殿が中心となり、関連業界等との検討調整をお願いいたします。	・本改正案に賛成のご意見として承ります。	無
3	Wireless City Planning株式会社	漏洩による干渉を抑制できるよう、衛星放送用受信設備の中間周波数の漏洩に関する技術基準や測定法が策定されたことに賛同いたします。 なお今回規定する技術的条件は適切な工事を行ったことを前提として規定したものであるため、引き続き、施工方法及び確認方法、販売方法のガイドラインを策定するとともに、今回制定する技術基準を満たさない受信設備の利用は電波法違反	・本改正案に賛成のご意見として承ります	無

		<p>となる可能性があることを広く国民に周知啓発を行うことを要望いたします。</p> <p>またBWAと重複する新たなチャンネルの追加に当たっては、試験電波による影響確認や、すでに割当てられた3チャンネルの商用サービス開始後の中間周波数と既存無線局との混信の実態調査を行うことなどで、技術基準を満たした適正な受信設備の普及や適切な工事が行われていることを確認しながら推進することを要望いたします。</p> <p>加えて追加チャンネルの商用サービス開始後も、行政、放送事業者、受信機メーカー、工事業者などの関係者が、適切な役割分担のもと、漏洩が発生した場合の基準に合致しない受信設備の置き換えや不正な工事の是正に適切に対応できるよう、関係者の連絡会等の設置を検討することが望ましいと考えます。</p>		
4	ソフトバンク株式会社	<p>漏洩による干渉を抑制できるよう、衛星放送用受信設備の中間周波数の漏洩に関する技術基準や測定法が策定されたことに賛同いたします。</p> <p>なお今回規定する技術的条件は適切な工事を行ったことを前提として規定したものであるため、引き続き、施工法及び確認方法、販売方法のガイドラインを策定するとともに、今回制定する技術基準を満たさない受信設備の利用は電波法違反となる可能性があることを広く国民に周知啓発を行うことを要望いたします。</p> <p>またBWAと重複する新たなチャンネルの追加に当たっては、試験電波による影響確認や、すでに割当てられた3チャンネルの商用サービス開始後の中間周波数と既存無線局との混信の実態調査を行うことなどで、技術基準を満たした適正な受信設備の普及や適切な工事が行われていることを確認しながら推進することを要望いたします。</p> <p>加えて追加チャンネルの商用サービス開始後も、行政、放送事業者、受信機メーカー、工事業者などの関係者が、適切な役割分担のもと、漏洩が発生した場合の基準に合致しない受信設備の置き換えや不正な工事の是正に適切に対応できるよう、関係者の連絡会等の設置を検討することが望ましいと考えます。</p>	・本改正案に賛成のご意見として承ります	無
5	個人	<p>社会保障、教育等に関する幅広い提言（概要）</p>	・本案は、4K・8Kの導入に向けて無線設備規則を一部改正するものです。	無